

さいたま市告示第876号

さいたま市ふるさと納税事務代行業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年5月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市ふるさと納税事務代行業務

(2) 履行場所

受託者作業場所 外

(3) 業務概要

さいたま市ふるさと納税に関する事務の代行（詳細は業務委託仕様書による。）

(4) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 地方公共団体とふるさと納税に係る事務代行又は事務代行に類する業務で、寄附受付件数が年間1万件以上となる契約を過去2年の間に2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロードする。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p114642.html>

(2) 交付期間

告示日から令和6年5月20日（月）まで

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申込み及び一般競争入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の交付

- ア 交付方法
3(1)に同じ
- イ 交付期間
3(2)に同じ

(3) 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

ア 提出先

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部財政課

担当 資金係 電話 048(829)1156

イ 受付期間

告示日から令和6年5月20日(月)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

ウ 提出部数

1部

エ 提出方法

郵送又は持参

※ 郵送による場合、提出は受付期間中に必着とする。

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、郵送にて競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。郵送にて交付するため、4の書類提出時において、84円切手を貼付した返信用封筒をあわせて提出すること。

6 入札手続等

(1) 入札方法

ア 郵送(一般書留(簡易書留を含む。)又はレターパックプラス)による提出とする。

イ 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 提出書類

入札説明書に定める書類

(3) 提出書類の到達期限及び提出先

ア 到達期限

令和6年5月28日（火）必着

イ 提出先

4(3)アに同じ

(4) 入札に関する注意事項

ア 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。入札参加者が入札を辞退しようとするときは、入札辞退届を提出しなければならない。ただし、入札書等の到達後の入札辞退は認めないものとする。

イ その他

(ア) 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(イ) 入札書等を持参により提出することはできない。

(ウ) 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。

(5) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年5月29日（水）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所 3階 西側会議室

(7) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(8) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、執行立会人がくじを引き、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

なお、初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、再度期日を定め再度入札を行う。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができない。再度入札は、1回とする。

(9) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(10) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局財政部財政課

電話 048 (829) 1156 FAX 048 (829) 1974

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局財政部財政課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

財政局財政部財政課 告示期間

令和6年5月27日（月）まで